

令和4年第3回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和4年9月15日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和4年9月15日 9時45分			議長	大 倉 博	
	散 会	令和4年9月15日 13時30分			議長	大 倉 博	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 6名 欠席 1名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	由本好史	○	7	西 昭夫	×	
	4	欠 員		8	大倉 博	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課 長	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	6 番	田 中 良 三		1 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和4年第3回笠置町議会会議録

令和4年9月15日～令和4年9月29日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

令和4年9月15日 午前9時45分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 認定第1号 令和3年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第5 認定第2号 令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第6 認定第3号 令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第7 認定第4号 令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第8 認定第5号 令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時45分

議長（大倉 博君） 皆さん、おはようございます。

今年の夏は各地で大雨による被害が発生いたしました。9月に入ってから台風が立て続けに発生していますので、十分御留意をいただきますようお願い申し上げます。

本日、ここに令和4年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。

本定例会に提案されます各議案につきましては、慎重に御審議をいただきますとともに、町長をはじめ職員の皆様には、適正かつ明確な御答弁をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防対策にも御協力いただきながら、密を避けるためにも、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、本定例会においてもクールビズを推奨し、ノーネクタイ及び上着の着脱を許可いたします。

---

議長（大倉 博君） ただいまから令和4年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

西昭夫議員から体調不良のため欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

---

議長（大倉 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、田中議員及び1番、向出健議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

---

議長（大倉 博君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの15日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月29日までの15日間に決定いたしました。

議長（大倉 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る8月27日、京都市内において、京都府町村議会議長会主催の令和4年度府政懇談会が開催され、出席いたしました。京都府知事をはじめ副知事、府幹部の出席の下、各町村議会から要望を行いました。笠置町議会からは、JR関西本線の維持について沿線府県とともに国への要望をお願いするとともに、国道163号の歩道整備と災害時の避難経路確保のための全線の安全対策の構築を要望いたしました。

なお、JR関西本線に関しては、京都府選出の国会議員、奈良県議会議長、三重県伊賀市長などにも要望いたしました。

9月4日、精華町において令和4年度京都府総合防災訓練が開催され、出席いたしました。地域の防災力を向上させるため、情報収集や伝達訓練等が行われました。

以上、議会報告といたします。

議会運営上、今定例会におきまして不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査し善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許可します。町長。

町長（中 淳志君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第3回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

朝夕は涼しくなってきたとはいえ、日中はまだまだ残暑も厳しく、体調に御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に関し報告いたします。

笠置町で確認されております新型コロナウイルス感染症の陽性者数は、9月14日現在、95名となっております。8月7日には、笠置いこいの館において、60歳以上の方と60歳未満で基礎疾患をお持ちの方に対し4回目のワクチンの集団接種を行い、併せて個別接種についても、医療機関と調整し進めているところです。

そのような中で、8月31日に高齢者施設において間違い接種が発生いたしました。8月5日に高齢者施設で4回目の接種を受けられた高齢者の方に対し、8月31日に再度接種したというものです。幸いにも体調には異常がないという御報告を受けておりますが、御本人、御家族の皆様大変御心配をおかけしたことを深くおわびするとともに、この事態を重く受

け止め、接種医療機関と施設、町との連携をさらに密にして、再発防止に努めていきたいと考えております。

続いて、木津川河川空間活用事業について御報告いたします。

木津川を活用したにぎわいづくりと町の活性化を図るため、笠置町河川空間活用協議会を設置し、木津川河川敷のオープン化に向けて協議を進めてまいりましたが、収益性のある活動の効果及び利用者のニーズを把握するため、10月1日から1年間、社会実験を行うこととなりました。昨日開会いたしました第4回協議会において、この社会実験に応募いただきました事業者の審査を行い、承認いただきました。多くの事業者が社会実験に参加いただくことで検証を進め、にぎわいのある町となるよう期待しております。

今回、本定例会に御提案申し上げます案件は、認定5件、議事案件は補正予算3件を含む5件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（大倉 博君） 日程第4、認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件について提案理由を申し上げます。

令和3年度笠置町一般会計については、歳入総額17億5,534万9,585円、歳出総額16億4,332万5,353円、歳入歳出差引額1億1,202万4,232円、明許繰越として翌年度に繰り越すべき財源917万1,000円、実質収支額1億285万3,232円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額6,000万円となっております。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） それでは、令和3年度一般会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

これ以降、本日の全会計の説明に当たりまして、歳入につきましては、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説

明に代えさせていただきます。

その際、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

また、歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

その際も、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず歳入から説明させていただきます。

決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は2ページから3ページとなっております。

町税1億5,997万1,000円、1億6,920万2,108円、1億6,306万3,599円、10万1,373円、603万7,136円。

地方譲与税905万円、調定額、収入済額ともに956万5,000円。

利子割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに11万1,000円。

配当割交付金118万9,000円、調定額、収入済額ともに109万8,000円。

株式等譲渡所得割交付金102万3,000円、調定額、収入済額ともに120万8,000円。

法人事業税交付金89万6,000円、調定額、収入済額ともに132万2,000円。

地方消費税交付金2,810万2,000円、調定額、収入済額ともに2,893万2,000円。

ゴルフ場利用税交付金3,131万6,000円、調定額、収入済額ともに3,470万8,770円。

自動車取得税交付金1,000円、調定額、収入済額ともに467円。

環境性能割交付金、予算現額、調定額、収入済額ともに84万8,000円。

地方特例交付金62万5,000円、調定額、収入済額ともに110万6,000円。

地方交付税8億6,741万8,000円、調定額、収入済額ともに9億1,332万8,000円。

分担金及び負担金56万2,000円、調定額、収入済額ともに56万80円です。

続いて、3ページを御覧ください。

使用料及び手数料1,447万1,000円、1,786万7,813円、1,248万707円、538万7,106円。

国庫支出金 2 億 1, 6 0 8 万 5, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 1 億 5, 2 8 4 万 3, 8 5 5 円。

府支出金 6, 7 7 4 万 3, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 5, 8 2 7 万 8 0 3 円。

財産収入 2 8 6 万 7, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 2 3 4 万 2, 8 7 5 円。

寄附金 4 4 0 万円、調定額、収入済額ともに 3 2 5 万 8, 0 0 0 円。

繰入金 3, 4 0 5 万 4, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 3, 0 0 2 万 9, 4 2 2 円。

繰越金 6, 0 5 1 万 5, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 6, 0 5 1 万 5, 4 6 8 円。

諸収入 6, 0 2 2 万 9, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 5, 9 1 5 万 1, 5 3 9 円。

町債 2 億 9, 7 0 4 万 2, 0 0 0 円、調定額、収入済額ともに 2 億 2, 0 5 4 万 2, 0 0 0 円。

歳入合計は 1 8 億 5, 8 5 1 万 8, 0 0 0 円、調定額 1 7 億 6, 6 8 7 万 5, 2 0 0 円、収入済額 1 7 億 5, 5 3 4 万 9, 5 8 5 円、不納欠損額 1 0 万 1, 3 7 3 円、収入未済額 1, 1 4 2 万 4, 2 4 2 円となります。

次に、歳出の説明に移らせていただきます。

5 ページを御覧ください。参考資料は 4 ページとなります。

議会費 4, 8 3 3 万 5, 0 0 0 円、4, 8 1 8 万 8, 2 5 6 円、1 4 万 6, 7 4 4 円。

総務費 6 億 9, 2 6 2 万 5, 0 0 0 円、5 億 9, 5 4 4 万 9 9 3 円、5 0 3 万 8, 0 0 0 円、9, 2 1 4 万 6, 0 0 7 円。

民生費 3 億 8, 5 1 2 万 7, 0 0 0 円、3 億 5, 9 3 5 万 1, 0 5 2 円、6 6 6 万 2, 0 0 0 円、1, 9 1 1 万 3, 9 4 8 円。

衛生費 1 億 7, 8 7 7 万 6, 0 0 0 円、1 億 5, 0 7 5 万 8, 8 2 0 円、1 7 2 万円、2, 6 2 9 万 7, 1 8 0 円。

農林水産業費 2, 6 4 8 万 3, 0 0 0 円、2, 5 4 8 万 8, 5 1 1 円、9 9 万 4, 4 8 9 円。

商工費 6, 0 7 4 万 6, 0 0 0 円、5, 7 8 2 万 8, 6 2 3 円、2 9 1 万 7, 3 7 7 円。

土木費 2 億 4 9 2 万 8, 0 0 0 円、1 億 5, 3 9 1 万 5, 5 5 8 円、4, 5 6 2 万 8, 0 0 0 円、5 3 8 万 4, 4 4 2 円。

消防費 5, 6 3 7 万 2, 0 0 0 円、5, 4 7 2 万 7, 5 2 9 円、1 6 4 万 4, 4 7 1 円。

教育費 6, 6 1 5 万 2, 0 0 0 円、6, 2 5 5 万 9, 5 7 0 円、3 5 9 万 2, 4 3 0 円。

続いて、7 ページを御覧ください。

公債費 1 億 3, 3 6 8 万 8, 0 0 0 円、1 億 3, 3 1 6 万 5, 6 4 1 円、5 2 万 2, 3 5 9 円。

諸支出金、予算現額、不用額ともに 1, 0 0 0 円。

災害復旧費 4 2 8 万 5, 0 0 0 円、1 9 0 万 8 0 0 円、2 3 8 万 4, 2 0 0 円。

予備費、予算現額、不用額ともに 1 0 0 万円。

歳出合計は 1 8 億 5, 8 5 1 万 8, 0 0 0 円、支出済額 1 6 億 4, 3 3 2 万 5, 3 5 3 円、翌年度繰越額 5, 9 0 4 万 8, 0 0 0 円、不用額 1 億 5, 6 1 4 万 4, 6 4 7 円となります。

続いて、1 1 3 ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が 1 7 億 5, 5 3 4 万 9, 5 8 5 円、歳出総額が 1 6 億 4, 3 3 2 万 5, 3 5 3 円、歳入歳出差引額は 1 億 1, 2 0 2 万 4, 2 3 2 円、うち翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の 9 1 7 万 1, 0 0 0 円です。それを差引きしますと、実質収支額は 1 億 2 8 5 万 3, 2 3 2 円となります。実質収支額のうち地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金への繰入額を 6, 0 0 0 万円としております。

1 1 4 ページ以降は財産に関する調書、1 1 9 ページには地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費 1, 6 4 1 万 9, 0 0 0 円の充当先を記載しております。

以上で、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） それでは、提出いたしました令和 3 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について御報告させていただきます。

令和 4 年 8 月 3 1 日に仲北代表監査委員と合議の下、笠置町長に対し、令和 3 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、そして令和 3 年度健全化判断比率及び資金不足比率等審査意見書の提出をしたことを申し添えます。

さて、地方自治法第 2 3 3 条第 2 項の規定により、審査に付されました令和 3 年度笠置町一般会計及び特別会計歳入歳出決算についてですが、審査対象としまして、令和 3 年度笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類をはじめ、笠置町国民健康保険特別会計を含む計 4 特別会計の歳入歳出決算及び関係帳簿証書類、そしてその他関係帳簿及び台帳を審査いたしました。

決算審査実施日としましては、令和 4 年 8 月 5 日、9 日、そして 1 2 日の計 3 日間とし、町長、関係所属長並びにその課員、そして総務財政課会計管理者に出席をお願いいたしました。

た。

審査の総括意見といたしましては、令和3年度笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課等から提示された関係書類と照合いたしました。

併せて予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、おおむね適正なものであったと認められます。

本町決算審査においては、定期監査と同様に、履行した業務の審査に限らず、その事業の有効性や効率性などを監査することとしており、これまでも定期監査を実施した後、監査報告書を通じて監査委員としての様々な意見等を発信しております。

初めに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について触れておきます。令和3年度は、国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として本町にも交付金が配分されており、自治体が実情に応じてきめ細やかな事業を実施し、地域経済や住民生活の支援を行うという本交付金の趣旨にのっとり事業の展開をされており、町内循環バスや福祉事業所の公用車等の車内抗菌・抗ウイルスコーティングや公共施設の自動水栓化等、地域の活性化に大変役立っております。一部、令和4年度に繰り越す事業もありますが、精算においては契約書、関係証書、支払明細などを精査の上、確実な補助金の実績報告を行っていただきますようお願い申し添えます。

次に、寄附金についてですが、寄附者は寄附をする際、寄附金の活用について希望事業を歴史・文化・自然を活用した観光の町づくり事業、交流基盤を築く町づくり事業、子どもを育む町づくり事業、健康長寿の町づくり事業、その他目的達成のために必要と認める事業の5つの区分から選択することができます。また、寄附金の運用については、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないと笠置町ふるさとづくり基金条例に定められています。寄附金を受けている以上は、寄附者の意向に配慮した上で、寄附金を活用してどのような事業を実施していくのか、活用実績を公表する必要があるのではないのでしょうか。

なお、寄附金に係る業務は商工観光課が所管しているとのことでありますが、町として寄附金活用に係る指針を決定することが必要であり、寄附者の意向が十分反映するよう関係各課へ情報提供するとともに、関係各課においても寄附金を活用した事業立案をしていただき、適正な寄附金の執行方法を検討していただきたいと思っております。

そして、職員の時間外勤務についても、前年度に引き続き注視することとしました。本年

度の一般会計における時間外勤務手当の決算額は1, 100万円を超えており、過去数年の決算額を振り返って見ても、おおよそ同額程度となっております。時間外勤務は、業務の繁盛期や突発的な業務の発生などにより、期限内の履行や業務の緊急性を求められることなどから、やむを得ず職員が職務に当たらなければならないものとして所属長が課員に勤務を命令するものです。時間外勤務の勤務内容や勤務時間実績などについては、各課が保管する時間外勤務命令簿に記録されており、この命令簿を確認すると、決算数値が示していることはもとより、所属長からの意見を伺うと、常態化しているものも存在するとのことでした。

空き家問題や地域の過疎化・高齢化など、全国的に住民が地方公共団体に求めるニーズは年々増加をたどっているように思いますが、一方で働き方改革関連法案などが提出されたことにより、平成31年に人事院規則が改定され、職員の健康問題などの観点から、時間外勤務については原則月に45時間、年間では360時間を上限と定められてはいるものの、この命令簿から実際にはこの時間数を超える職員も存在しております。

このような状況から、常態化している時間外勤務については、マンパワーが不足していることとして行政が評価するのであれば、各業務に対する職員配置や、組織の見直しなどを図り、職員への過重な負担を軽減しつつ、組織体制の適正化・強化を図られてはどうかと考えます。職員の勤務環境が悪いのであれば、職員の健康、ワーク・ライフ・バランス等に影響し、仕事の効率性の低下を招くものとするのではないのでしょうか。また、時間外勤務手当も行政コストであるという認識を持ち、行政コストの軽減を図るという側面からも改善の必要があると思われまます。

自治体に求められるニーズの増加への対応と、職員の働き方改革という相反する一面を持つ問題の適正化については、限られた予算・人員の下では双方満足させることは容易ではなく、非常に高度なバランスを保つことになると思われまますが、これからの笠置町を支える体制づくりとして、ぜひ実現に向けて尽力してください。

さて、決算審査はこれまでの定期監査の延長線上にあり、定期監査も含め、本監査においても監査期間中に様々な意見をその都度付してまいりました。地方公共団体は、事務処理をするに当たっては、住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を上げ、常に組織及び運営の合理化と規模の適正化を図らなければなりません。我々監査委員は、そのような思いと職責から監査意見を付しているからこそ、いま一度、過去の定期監査報告書にも目を通していただきたいと思います。そして、それが他課に対するものであるから他人事として読み流すのではなく、監査意見を自身の業務に照らし合わせ日常業務に生かしていただきたいと思います。

ます。そして、職員一人一人の笠置町への思いを、組織としての知見や知識を集結し、ぜひとも次年度の予算に反映させていただくよう望みまして、総括意見といたします。

続きまして、一般会計の審査において、決算数値については先ほど会計管理者が報告されたとおり、決算書記載の数値のとおりとしますので、省略させていただきます。

一般会計における決算審査意見としては、まず予算額と調定額の差について触れておきます。

決算書の歳入事項には、予算額と調定額、そして収入済額などが費目として記載されていますが、前年度は予算額と調定額に大きな差額を生じさせているものが散見されていたため指摘をしていたものであります。本年度は執行部側としてこれまでの徴収実績に基づき、これらの費目を補正予算対応されており、適正な予算編成に取り組んでいただいております。

そして、毎年度の決算審査で状況を伺っている私債権の問題についても本監査で扱いましたが、未収金の回収にはなかなかつながっておらず慢性化しているものと考えられます。近隣自治体の私債権に対する処置現状を見ますと、どの自治体もその取扱いに困窮されています。その債権整理については、担当課も大変な苦労があることは承知していますが、他市町村の取組状況について把握の上、改善の方策を引き続き検討されたいと思います。

次に、令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率等審査意見書について御報告させていただきます。

審査の概要ですが、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果ですが、総合意見としまして、審査に付された各種比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

令和3年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様に0%以下となっております。実質公債費比率は5.1%、将来負担率は1.4%となりました。

本年度の実質公債費比率は前年度と比較して0.5ポイント増となりました。これはつむぎてらす建設に係る平成29年度に発行した一般補助施設整備等事業債や、笠置会館耐震補強及び大規模改修工事に係る過疎対策事業債の元金償還が始まったことが大きな要因となっております。

この実質公債費比率は3か年平均値で求められており、単年度の同比率は令和元年度が4.76%、令和2年度は5.51%、令和3年度は5.29%としています。来年度以降

については、新たに償還が始まるものもあれば償還が終わるものもあり、例年並みの財源が確保できるものと仮定すると、実質公債費率については減少傾向で推移するものと見込まれます。当町の財政状況を鑑み、繰上償還等の実施を検討され、引き続き公債費の適正化に努めてください。

次に、前年度の将来負担比率はゼロ%以下であったことから「－」として表記しておりましたが、今年度では1.4%となりました。

当該比率の算定ルールの一つとして算定基準日を設けており、本年度では令和4年3月31日を基準日として、その時点における地方債の償還残高や退職手当の負担見込額など、将来負担しなければならないものを仮に基準日に全額負担することとした場合の総額から、同日で保有している基金など充当可能財源額を差し引いた額を分子として、その団体の標準財政規模等によって算出された額を分母とした算定式によって当該比率は算出されております。

本年度におきましては、将来負担額である公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額及び退職手当負担見込額が前年度より減少しているものの、庁舎等管理事業に係る役場本庁舎の耐震工事に伴い緊急防災対策事業債及び一般事業債を発行したことにより、地方債の現在高が前年度より1億1,916万9,000円増の15億8,403万2,000円となっております。

なお、充当可能財源である充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額については前年度より微増しておりますが、地方債の現在高の大幅な増により将来負担率のポイントが上昇する結果となったものです。

しかし、今年度発行した臨時財政対策債の一部は、減債基金に積み立て、今後の償還金に充当することとしており、また今年度の実質収支額が1億285万3,232円となり、余剰金から財政調整基金へ6,000万円積み立てることを予定であります。そのため、令和4年度における充当可能財源額は増加見込みであり、それに伴い将来負担率のポイントは減少傾向であることから、特筆して逼迫した状況ではないものの、地方債の現在高の抑制及び充当可能財源の確保とともに財政状況の見直し等も含め、今後も適正化に努めてください。

次に、令和3年度の資金不足比率審査意見書についてです。

審査の概要ですが、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

審査の結果としまして、総合意見については審査に付された資金不足比率及びその算定の

基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されたものであると認められました。

令和3年度の資金不足比率は前年度と同様に0%以下となっており、是正改善を要する事項については特にありません。

一般会計においては以上です。

議長（大倉 博君） 会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 先ほど決算書の概要説明の際に、歳入の数字の読み上げに誤りがありましたので、誤って読み上げた箇所を再度読み上げさせていただきます。

決算書の1ページを御覧ください。

5の株式等譲渡所得割交付金、予算現額102万3,000円、調定額、収入済額ともに128万円。

10、環境性能割交付金、予算現額84万8,000円、調定額、収入済額ともに84万円。以上です。申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。ページ数の後に質疑させていただきますようお願いいたします。

なお、認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件については、歳入全般を一区切りとし、歳出の1款議会費から4款衛生費までを一区切り、5款農林水産業費から8款消防費までを一区切り、9款教育費から13款予備費までを一区切り、合計4区切りで行います。

初めに、一般会計決算の歳入について質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

まず、歳入ということで、歳入の合計の欄なんですが、ページ4ページと30ページになるんですけども、予算現額と調定額にかなりの差があると。9,164万2,800円が減額というような大きな差になっております。こういった差は歳入欠陥が危惧されますし、事業実施に支障が生じると思います。そういったことについてお考えをお聞かせください。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年決算監査におきまして監査委員さんからも御指摘いただき、調定額と予算現額の乖離について、今回はできるだけ調定に見合ったような予算の補正予算を行ってきたところで

がございますが、繰越しの事業等もございましたりして、おっしゃっていただきましたように、欠陥ではないにしても不足が出ていると、未済が出ているというところもございます。

事業につきましては、十分精査し、減額するところも減額というところを行っておりますが、歳入の調定額、なかなか精査といいますか、予算での減額というところまで至らなかったものでございます。

3月補正が終わりましてから確定したのもございましたりして、専決処分ということも行っておりませんでしたので、こういう状況になりました。できるだけ欠陥ということにはならないように、予算計上につきましては3月で精査するよというところで補正予算も計上するようにしたところではございますが、少し乖離が出たというところで御了解いただきたいと思ひます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

なかなかこれだけの収入において、予算現額と調定額が減額になった場合、かなり事業実施に支障が出てくるかと思ひます。こういったあたり、適切なまた予算のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、24ページの寄附金についてお伺ひしたいと思ひます。

ふるさと納税の件数及び金額、またふるさと納税の影響で税の減額とかいうことになっているかと思ひます。そのあたりについて、費用対効果について御説明願ひたいと思ひます。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、ふるさと納税の件数、金額を御回答させていただきますたいと思ひます。

24ページの寄附金でございますが、総額で325万8,000円寄附をいただいております。そのうち一般の寄附金で135万5,000円、指定寄附金で190万3,000円でございますが、一般の寄附金につきましては65件、指定の寄附金につきましては35件いただいております。

私のほうからは以上でございます。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 由本議員のただいまの御質問にお答えさせていただきます。

住民の方がふるさと納税をされたことによって、町税に入ってくるお金が減ったというこ

とになるんですけれども、その金額に関しましては、町民税関係では55万6,670円、府民税のほうで37万1,117円というふうになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

所得が減るということで、府民税も減るんですよ。そうしたら、府民税の徴収関係でまた手数料をいただいている分がまた減ってきたり、所得が減るということで、特別会計とか影響があるのかどうか。また、このふるさと納税については、企業の方が携わっておられたんですかね。そのあたりの関係も含めて、その費用対効果がどうなったかというあたりをやはり分析する必要があるのかなと思うんですけれども、以前から事務事業の評価ですね、提出をお願いしとるんですけれども、今回も提出がないわけなんですけれども、そういったあたりのやはり事務事業の評価をすべきだと思うんですけれども、そのあたりの評価というのはされているんですか、お尋ねいたします。

議長（大倉 博君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいま由本議員の御質問でございますが、ふるさと納税の費用対効果というところでございますけれども、企業人の方、昨年度1名、ふるさと納税の事業に携わっていただきました。それに対しまして寄附金が総額325万8,000円の寄附があったというところで、どこまで費用対効果があったのかという検証まではできていない状況なんですけれども、ふるさと納税の品目につきましても、企業人の方、頑張っていただきまして、増えてきているところではございますけれども、まだまだそこまで費用対効果につながっているかどうかというところまでは、なかなか厳しいところもあるのかなと思うんですが、そういった検証というのは、また今後やっていければと思っておりますけれども、今年度につきましては、企業人の方はちょっとおられない状況で、職員が兼務でやっているという状況になっております。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

去年まではおられたということで、そうしたら、この決算にその分が入っているんですよ。そういったあたりもちゃんと検証していただいて、また事務事業の評価の調書とか出しているかどうかをお願いしたいと思うんです。

それでは、次にですが、24ページのふるさとづくり基金の預金利子なんですけど、ここで

は502円が計上されておるんですけれども、実際、42ページでは、ふるさとづくり基金が466円が積み立てられています。このふるさとづくり基金の利子については、その利子の額を基金に積むことになっておるんですけれども、この差額についてどうなっているのかということと、26ページの高度情報ネットワーク整備基金の繰入分なんですが、1,121万3,760円、これに対して42ページでは1,000万円が積み立てておられます。これは高度情報ネットワークの整備基金が廃止になったことによって、財調基金にそのまま積み立てるんだというような説明があったかと思うんですが、その差ですね、121万3,760円、この関係の説明も併せてお願いしたいと思います。

議長（大倉 博君） 森本総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

高度情報ネットワーク整備基金の廃止に伴っての繰入金の件でございます。高度情報ネットワーク整備基金につきましては、令和2年度末をもちまして民間移行にしたことにより、基金の積立ての目的が喪失しましたので、令和3年度におきまして、基金残については一般会計へと帰属させていただきました。いわゆる特定の目的は持たない一般財源となりましたので、その財源をどう扱うかというところで、全額財政基金、財政調整基金へ積み立てたいということで予算計上させていただき、議会で承認をいただいたところでございます。

ただ、年度末になりまして、今年度の歳出の状況を見ますと、最終の高度情報ネットワーク事業の精算としまして、南山城村への負担金、支出が約450万円となっております、単年度としまして考えると、結果として全額積むことが最善なのかということとを再度検討した結果、一部となります1,000万円、これを財政調整基金へ積立てをさせていただいたというところでございます。

基金に積み立てる、いわゆる家庭でいいますと、貯金をするということですが、将来に向けて蓄えるということで、将来の負担に備えるということにつながるということでございますが、単年度の収支で考えますと、当該年度の歳出については、その年度の歳入で賄いたいという思いもあります。また、単年度の財政状況によりまして、地方交付税の国などからの歳入も左右されるところでありまして、当町のように財政状況が苦しい団体においては、単年度の決算の状況をしっかりと見極めながら基金の積立てを考えていく必要があるかなというふうに考えておりました。

令和3年度につきましては、普通交付税の税収が増額となったことになりまして、実質収

支額が約1億200万円となったことから、剰余金として結果的には6,000万円、財政調整基金に積み立てることができたということ、結果的には予想以上の積立てができたというところではあるんですけども、由本議員がおっしゃいますように、もっと早い段階で当該年度の財政状況をしっかりと見極めまして、3月議会、また決算、最終の額が確定した段階で議会のほうで増額、もしくは減額の予算計上をしまして、承認を得た上で処理をしていく必要があったと思っております。

監査委員からも指摘がありましたように、調定額と支出額の差が大きく出ているということもありますので、今後しっかりと見極めていきたいというふうに思っております。

今後も基金の積立て、また取崩しにつきましては、しっかりと検討を重ねまして、町財政にとって最善の活用を考えていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それから、ふるさとづくり基金の預金の差額でございますが、収入につきましては、出納整理期間の間に4年度の定期預金で継続で積み立てたふるさとづくり基金の分があるんですけども、そちらのほうを3年度の収入で入れてしまったということで差額が出ております。こちらのほうは一般財源として繰り越したところから来年度、差額の36円を積立てさせていただきます。御理解のほどお願いします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

基金というのは、目的があって、目的以外には使用できないものであると思うんですよね。また、情報ネットワークの基金が廃止になったということで、財調基金に積むんだという説明があったんです。だから、もう廃止になったから、予算も取ったら、すぐその額を積み立てるのが当たり前の話だと思うんですよ。全く目的以外に使うようなことでは駄目だと思うんですけども、そのあたりですね。令和2年度もまたこの基金については変な会計処理をされておりました。実際に予算額以上に基金から取崩しをされたというような事案もありましたので、それについてはちゃんと基金の管理等はよろしくお願ひしたいと思います。

それと、今のふるさとづくり基金についてですが、502円の入が上がっているのに、出で積み立てておらないというようなことが今後ないように、これも去年の決算の中でも指摘させていただいた事項ですので、その点も適切に処理をしていただくようお願いをいたしておきます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) なければ、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時05分

議長(大倉 博君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計決算の歳入としての質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(大倉 博君) なければ、これで一般会計歳入の質疑を終わります。

次に、一般会計歳出の1款議会費から4款衛生費についての質疑はありませんか。由本議員。

3番(由本好史君) 3番、由本です。

科目によって予算が不足するというので、流用されたものの不用額が発生しております。町長は以前から流用は認めないと言っておられたと思うんですが、総務費では、ページ34ページの一般管理費、ページ52ページの防災諸費、ページ54ページの徴税費の賦課徴収費、56ページの戸籍住民基本台帳費、88ページの衛生費の環境衛生費など発生しておりますが、それについての答弁を求めたいと思います。

議長(大倉 博君) 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

予算流用につきましては、目同士の流用というところまで自治法で範囲として認められておりますもので、その間でここに計上させていただいております。もちろん事業費といたしまして予算計上しているものですので、事業費、また同一目内での流用ということ为原则としておりますけれども、やむを得ず人件費等出てきた場合につきましては、目を越えての流用ということを行ったものもございます。

不用額として出ているところもあるという御指摘もいただきましたが、その流用時点で残高、ほかの事業費に充てる分も不足となるというところを勘案して、それぞれの流用は行われたというふうに考えております。

人件費につきましては、先ほど目間の流用というところもございましたけれども、予算書上、款内での流用というところも認められておりますので、特に戸籍住民基本台帳費におきましては、人件費の職員手当等の増額が最終3月に積算できておりませんでしたので、款内

での目を越えた流用をさせていただいたというところです。

各課におきましても、できるだけ事業間内、それから同一目内ということをお願いしておりますけれども、やむを得ず目同士の流用となった場合も出てきたということを御理解いただけたらと思います。

不用額で出ているというところの御指摘でございましたけれども、そういうところもしっかりと精査した中で流用するよというところは指導はさせていただいておりますが、見込というところで、先に流用したものができてしまったものと考えております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで一般会計歳出の1款議会費から第4款衛生費の質疑を終わります。

次に、一般会計歳出の5款農林水産業費から8款消防費について質疑はありませんか。ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで一般会計歳出の5款農林水産業費から8款消防費の質疑を終わります。

次に、一般会計歳出の9款教育費から13款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで一般会計歳出の9款教育費から13款予備費の質疑を終わります。

これで認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件の質疑を終わります。

（「はい」と言う者あり）

議長（大倉 博君） どうぞ。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今までのところと違うところでちょっと質問させていただきたいと思います。

歳出の合計です。令和2年度決算時のときには9,537万1,412円もの多額の不用額が出ておりました。そのときに、令和3年度決算では最終補正で不用額が出ないようにすると答弁をされておりましたが、また今年の3月の最終補正予算でも、そういった処理をされなかったので質問させていただいたところ、多額の不用額は出ないものと思っておりましたと答弁をされておりました。その結果、令和3年度は令和2年度より6,077万

3, 235円もの多い1億5, 614万4, 647円もの不用額が発生しております。このことについて答弁を求めたいと思います。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の質問にお答えさせていただきます。

3月議会の補正のときにおきまして不用額発生しないというふうに御答弁させていただきました。以前からもいろいろ御指摘いただいております。監査委員さんのほうからもいただいております。先ほども答弁の中でもお答えさせていただきましたように、最終の3月で不用額出るものについては減額というふうに予算要望するようにといいことで、各課、3月補正に向けて要望書が出てきたところでございます。それにもかかわらず1億5, 000万円もの不用額が出てきたというところで、精査が足りなかったものなのかなと思っております。

総務財政課所管しておりますものにつきましては、電算システムで約3, 200万円程度の不用額となっていましたし、工事におきましても、附帯工事等の確定の減額というところもできていなかったというところもございます。

確実に出るものについては、先ほど言いましたように、3月補正で上げるものが原則ではございますが、要求が2月の中頃ということもございまして、その後に発見されたものにつきましては、間に合わなかったというところもございます。

今後の対応といたしまして、不用額につきましては、できれば3月での予算上での事業ではなく、予算上での専決というところも視野に入れさせていただきますして精査していきたいと考えております。

できるだけ専決処分をしないようにと思っておりましたけれども、これだけの不用額が出、翌年度の繰越額も大きなものとなっておりますので、今後といたしましては、専決での補正計上ということも考慮したいと思っております。

また、4年度に向け課題は多いかと思っておりますけれども、進言いただきましたことにつきまして前向きに考えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

今後とも適切な予算管理、補正等をしていただきますようよろしく願いをいたします。

もう一つ、ちょっと教えていただきたいんですけども、決算書の112ページの翌年度

繰越金の額について教えてください。

令和3年度一般会計補正予算（第9号）の最終補正予算で、令和4年度に繰り越す経費といたしまして、11件で7,257万円と報告されておりましたが、この決算書では、翌年度繰越額は5,904万8,000円となっております。その違いについて教えてください。

議長（大倉 博君） 前田参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3月の補正予算の中で計上させていただいた約7,000万円につきましては、同じ件数ではございますが、3月の時点で見込みという金額で上げさせていただきました。

6月議会で報告させていただきました繰越明許費の計算書の中で5,904万8,000円として上げさせていただいております。その差額が出たものと、約1,200万円ほどの差額は出ておりますが、この分につきましては、最終繰り越す事業費が確定いたしましたので、減額となったものでございます。

民生費の住民税の非課税世帯に対する臨時特別給付金でございましたら、600万円程度減額となったものを繰り越しておりますし、ワクチンの接種事業につきましても、3年度の事業費から予定しておりました538万9,000円から実質82万円というところの減額となっておりますので、これらの差額のそれぞれの積み上げによりまして、当初、3月補正で予定していた額よりも減額となったというふうに考えております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで一般会計歳出の9款教育費から13款予備費の質疑を終わります。

これで認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この際申し上げます。全ての議案に対して起立をしない者は反対とみなします。

認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、認定第1号、令和3年度笠置町一般会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

---

議長（大倉 博君） 日程第5、認定第2号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第2号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度笠置町国民健康保険特別会計については、歳入総額2億9,563万6,966円、歳出総額2億3,510万7,418円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,052万9,548円となっております。御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 令和3年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は5ページとなっております。

国民健康保険税2,505万4,000円、2,620万4,623円、2,385万8,431円、38万16円、196万6,176円。

使用料及び手数料1万円、調定額、収入済額ともに1万6,400円。

国庫支出金、予算現額、調定額、収入済額ともに4万4,000円。

府支出金1億8,394万2,000円、調定額、収入済額ともに1億8,147万4,000円。

財産収入2万円、調定額、収入済額ともに2,659円。

繰入金1,241万円、調定額、収入済額ともに1,165万515円。

繰越金2,182万8,000円、調定額、収入済額ともに7,847万6,628円。

諸収入10万8,000円、調定額、収入済額ともに11万4,333円。

歳入合計は、予算現額2億4,341万6,000円、調定額2億9,798万3,158円、収入済額2億9,563万6,966円、不納欠損額38万16円、収入未済額196万6,176円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

3ページを御覧ください。参考資料は、歳入同様5ページとなっております。

総務費155万8,000円、140万1,736円、15万6,264円。

保険給付費1億6,919万9,000円、1億6,127万959円、792万8,041円。

国民健康保険事業費給付金4,093万8,000円、4,093万6,827円、1,173円。

保健施設費161万1,000円、144万9,237円、16万1,763円。

基金積立金3,001万円、3,000万2,659円、7,341円。

諸支出金10万円、4万6,000円、5万4,000円。

歳出合計は2億4,341万6,000円、支出済額2億3,510万7,418円、不用額830万8,582円となります。

続いて、19ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が2億9,563万6,966円、歳出総額が2億3,510万7,418円、歳入歳出差引額は6,052万9,548円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は6,052万9,548円となります。

以上で国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） 国民健康保険特別会計の決算審査意見を報告させていただきます。

本年度の国民健康保険税の収納率は91%となり、前年度収納率87.7%より増となりました。

前年度の収納率より増となっていることについては、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡・調整が十分に図られているものと思われま。相互扶助制度で成り立っている保険制度を納税者に理解されることを促しながら、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待いたします。

一方で、笠置町の被保険者の健診受診率が府内でも低い水準にあることを伺っています。

この受診率を高める施策として、令和3年度から個別健診の受診可能機関を町内の医療機関だけでなく、相楽郡及び木津川市の医療機関にまで広域化しています。健康診断の間口を広げることによって少しでも受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療につなげることができ、保険給付費の抑制はもとより、元来の目的である被保険者が元気で日々を過ごせることにつなげることができるものであろうことから、広報活動及びさらなる施策の展開をされるよう期待いたします。以上でございます。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

それでは、国民健康保険税の不納欠損額について、その内容について御説明を願いたいと思います。公債権、私債権の区別にありましたら、その分も併せて説明をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

不納欠損額につきましては、今回は税機構からの通知に基づきまして精査させていただき、不納欠損とさせていただいたものが全てでございます。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

件数とか、また公債権とか私債権とか、そのあたりの説明をお願いしたいと思うんですが。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） お答えさせていただきます。

件数につきましては、今、手元に資料がございませんので、申し訳ございませんが、後で報告させていただきます。

私債権につきましては、ないというふうに把握しております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

徴収については、京都の地方税機構のほう為主にやっておられると思いますが、監査の意見書にもありますように、相互の互助制度で成り立っているということで、さらなるまた徴収の御協力をよろしくお願いしたいと思います。

決算の意見書の中に、被保険者の健診の受診率が府内でも低い水準にあるということで、個別健診を町内の医療機関だけでなく、相楽郡及び木津川市の医療機関にまで広域化してい

るということですが、その成果についてお聞かせください。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問です。

成果についてということですが、町内の医療機関以外で今回、相楽郡内、圏内、木津川市のほうとかで受けられた方は6名です。受診率のほうは、令和2年度は30.1%だったものが、令和3年度は32.98%というふうになっております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

健診率が若干上がっているようですので、さらなるまた広報もよろしくお願ひしたいと思いますが、またこちらの意見書にも書かれておりますが、どういった広報をされているのか。また、さらなる施策の展開をされるように期待されておりますが、何か考えておられる施策、または考えられた施策がありましたらお聞かせ願ひたいと思います。

議長（大倉 博君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

広報につきましては、健診の申込み時のときに、広域化がされましたということでお知らせを保健サイドのほうからお出ししていただいております。

今後につきましては、相楽郡内で取り組んでいますもので、そちらのほうの国保担当者のほうで話を詰めさせていただいて、医療機関さんのほうに広域化があるので、他市町の方も受けられますという形のポスターなりを掲示していただけるように話を詰めていきたいと思っております。以上です。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第2号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(大倉 博君) 起立全員です。したがって、認定第2号、令和3年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

---

議長(大倉 博君) 日程第6、認定第3号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

認定第3号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和3年度笠置町簡易水道特別会計については、歳入総額6,046万6,881円、歳出総額5,610万2,408円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに436万4,473円、地方自治法第233条の2の規定により基金に繰り入れる額は220万円となっております。御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長(大倉 博君) 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者(増田紀子君) それでは、令和3年度簡易水道特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は6ページとなっております。

分担金及び負担金20万9,000円。

使用料及び手数料2,602万8,000円、2,848万4,332円、2,620万4,811円、227万9,521円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに349円。

繰入金、予算現額、調定額、収入済額ともに2,871万7,000円。

繰越金257万4,000円、調定額、収入済額ともに295万2,676円。

諸収入1,000円、調定額、収入済額ともに45円。

企業債、予算現額、調定額、収入済額ともに160万円。

国庫支出金、予算現額、調定額、収入済額ともに99万2,000円。

歳入合計は6,012万2,000円、調定額6,274万6,402円、収入済額6,046万6,881円、収入未済額227万9,521円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

3ページを御覧ください。参考資料は、歳入と同様6ページとなっております。

総務費1,397万8,000円、1,370万9,976円、26万8,024円。

衛生費2,663万3,000円、2,298万3,206円、364万9,794円。

公債費1,941万1,000円、1,940万9,226円、1,774円。

予備費、予算現額、不用額ともに10万円。

歳出合計は6,012万2,000円、支出済額5,610万2,408円、不用額401万9,592円となります。

続いて、13ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が6,046万6,881円、歳出総額が5,610万2,408円、歳入歳出差引額は436万4,473円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は436万4,473円となります。実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金への繰入額を220万円としております。

以上で簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 次に、決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） 簡易水道特別会計について決算審査意見を報告いたします。

毎年度、同様意見になりますが、本会計の歳入の要となる水道使用料についても私債権に分類される債権ですので、一般会計における私債権と合わせて、滞納繰越となっている水道使用料のうち、債務者との折衝が不能となったものなどの処分については引き続き検討してください。

一方、決算書には数値計上されてこないものですが、令和3年3月において本町簡易水道事業の今後10年を計画する経営戦略が策定されており、長期にわたって安定した経営を続けていくための指針を示したものとして、定期監査においてその計画内容の報告を受けております。人口減少等による水道使用料の低下と施設の維持修繕費用の捻出など、いかにして長期的な運営をしていくかが問われるわけですが、水道事業は住民にとって日々の生活に欠かせない飲料水の供給事業であるわけであり、今までも経営の健全化施策は講じられてきて

はいるとは思いますが、経営戦略にあるとおり、他の自治体と連携した水道技術者の知識の継承や配水管の連結、業務の広域発注による経費削減など、住民から信頼される安定的かつ安心で安全な飲料水供給事業となるようこれからも尽力していただきたいと思います。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

一般会計からの繰入金が2,871万7,000円ということで、歳入総額の47.5%を占め、一般会計からの繰入金頼りになっておりますが、この繰入金のうち基準外の繰入金は幾らありますか、お聞かせください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えいたします。

基準外繰入れといたしましては、ページの6ページ、一般会計繰入金の備考欄の2段目の人件費財源充当分の1,397万8,000円、起債元金の償還財源補填分についての381万円の合計になります。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

この基準外の繰入金の根拠は、今言われたように決まっているものなのかということと、令和3年度も剰余金が436万4,473円があるわけですので、その一般会計にこれだけの金額を基準外繰入金をする必要があるのか。もっと減額すべきではないのかということでお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、基準内の繰入金というものが決まっております、機械の償還の利子なり、未普及解消事業の償還利息なり等々、基準内の繰入金というのは決まっております、それ以外のものにつきましては基準外とさせていただいております。

繰入金、剰余金が余っているのに、これを一般会計に戻さないのかということだと思います。水道事業につきましては、かなり施設も建設当初から50年を経過する施設もございます。これからの老朽化等々考えますと、水道事業に少しでもお金を残しておきたいと、これ

からの将来について安心・安全の水を供給するためには、少しでも残して水道事業に使いたいと思っておりますので、一般会計の繰入れの戻しはさせていただいておりません。以上でございます。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

簡易水道の特別会計の財政はかなり厳しいということで、その分は皆さん御承知だと思うんですけども、それで基準外の繰入金をされているということなんですが、ここで繰越金の額なんですが、全額予算計上されておらないんですけども、これは何で全額を予算計上されないのか。これを計上することによって、一般会計からの繰入金の額を減らすことができるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの説明もお願いいたします。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の質問にお答えさせていただきます。

全額基金に繰入れしないのはなぜかということかと……

3番（由本好史君） 繰越金、予算計上額に何で295万2,676円を予算計上しないのか。257万4,000円、入っているのは収入済額295万2,676円、この額を、295万2,000円を予算に充ててしまったら、一般会計からの繰入れは少なくなるんじゃないかという質問。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

歳入の予算の257万4,000円、繰越金で、実際、収入済額が295万2,676円、これ全額、なぜ計上しないのかということだと思います。すみません、一般会計を少しでも繰入れを減らすことを前提に、本来であると予算額、補正でもして、実際の収入済額を同額を計上するものかだと思います。これができていない現状ですので、今後、実情に応じて最終補正なり計上できればと思っております。以上でございます。

議長（大倉 博君） ほかに質疑ありませんか。松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

ちょっとお伺いするんですけども、収入の部で未収金が227万9,521円という金額が出ているんですが、これは4年度には回収できるんですか。それとも、焦げつきの未収金はあるのか。その内容を少し説明してください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

ただいまの御質問でございます未収金、滞納分が多額計上となっております。実際、収入済額1,362円しか収納できていない状況にあります。私もどのような方が滞納で、どれぐらいの計画があるのかというのは調査をしておりました。大変古いものであると、15年以上も経過しているものがございまして、なかなか回収の見込みが現在できない状況かと私自身は考えております。これにつきましては、監査委員さんのほうからも御指摘を過去から受けておりますので、近々にでも債権管理条例等、近隣市町村でもつくられているところがありますので、それを早急に検討させていただいて、今後整理なりつながるように努力してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（大倉 博君） 松本議員。

2番（松本俊清君） 2番、松本です。

見込みがない金額は幾らあるんですか。これしばらくずっといくと、残しておく、ずっと残ってくると思うんですね。いつか処理せんなん場合もあるかもしれませんね。幾らあるんですか。だから、4年度回収できる見込みは227万9,000円の中でどのぐらいまでいけるのか。課としての思案をちょっと発表してください。

議長（大倉 博君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

具体的にどれぐらい回収できるのかというのは、ごめんなさい、大変申し訳ございませんが、今現状でそこまで分析はできておりません。

ただ、先ほども申しましたが、大変経過年数、15年以上も経過したものも多々あるかなと思っております。それについては、また早急に回収見込みができるのかどうかというのは、債権管理条例等も視野に入れて早急に考えていきたいと思っております。以上でございます。失礼します。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第3号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、認定第3号、令和3年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

議長（大倉 博君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長（大倉 博君） 日程第7、認定第4号、令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

認定第4号、令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案理由を申し上げます。

令和3年度笠置町介護保険特別会計については、歳入総額3億718万9,111円、歳出総額2億8,372万6,615円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,346万2,496円となっております。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（大倉 博君） 概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 令和3年度介護保険特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は7ページとなっております。

保険料4,935万1,000円、5,046万4,838円、4,978万

5, 128円、30万3,910円、37万5,800円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに5,200円。

国庫支出金6,838万3,000円、調定額、収入済額ともに8,106万8,672円。

支払基金交付金7,339万7,000円、調定額、収入済額ともに6,976万6,000円。

府支出金4,128万6,000円、調定額、収入済額ともに3,956万7,834円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに199円。

繰入金4,747万4,000円、調定額、収入済額ともに4,575万1,428円。

繰越金1,610万6,000円、調定額、収入済額ともに2,039万3,014円。

諸収入93万4,000円、調定額、収入済額ともに85万1,636円。

歳入合計は2億9,693万7,000円、調定額3億786万8,821円、収入済額3億718万9,111円、不納欠損額30万3,910円、収入未済額37万5,800円となります。

続いて、歳出の説明に移らせていただきます。

3ページを御覧ください。参考資料は歳入と同じ7ページとなっています。

総務費219万9,000円、151万1,547円、68万7,453円。

保険給付費2億6,722万7,000円、2億5,726万9,994円、995万7,006円。

地域支援事業費1,942万4,000円、1,796万1,957円、146万2,043円。

公債費、予算現額、不用額ともに3万円。

予備費、予算現額、不用額ともに100万円。

諸支出金305万7,000円、298万3,918円、7万3,082円。

基金積立金400万円、399万9,199円、801円。

歳出合計は2億9,693万7,000円、支出済額2億8,372万6,615円、不用額1,321万385円となります。

続いて、23ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が3億718万9,111円、歳出総額が2億8,372万6,615円、歳入

歳出差引額は2, 346万2, 496円です。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2, 346万2, 496円となります。

以上で介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） 介護保険特別会計についての決算審査意見を報告いたします。

介護を取り巻く諸問題は、介護者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されております。当町における介護保険給付費は増え続けており、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことができるかが課題となってきています。そこには笠置町としての地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業などが不可欠となりますが、令和3年3月に策定された第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、当該計画の基本理念である「みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現」に向けて取組を推進されることを望みます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありますか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

不納欠損額につきましては30万3, 910円と、昨年度と比較いたしまして4万5, 420円の増加となっております。その内容につきまして御説明をお願いいたします。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年度の不納欠損額30万3, 910円ですけれども、5人で38件分ということになっております。以上です。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

意見書では、笠置町としての地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業などが不可欠となってくると。そこで、基本理念である「みんなの力で、生涯いきいきと安心して助け合って暮らせるまちの実現」に向けた取組とはどういったものなのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

令和3年3月に作成させていただきました第9次高齢者福祉計画並びに第8期介護保険事業計画にも書かせていただいておりますけれども、「みんなの力で、生涯いきいきと安心し

て助け合って暮らせるまちの実現」ということで3つの基本目標を掲げております。

まず、基本目標1つ目が「生涯、健康でいきいきと暮らし続けられるまちに」ということで、介護予防と健康づくりの推進、また生きがいつくり、社会参加の促進を図る。

また、基本目標2では、「地域みんなで助け合い、支え合えるまちに」ということで、地域包括ケア体制の強化、また権利擁護、認知症高齢者支援の推進等を掲げております。

また、3つ目では、「安心して介護サービスを使えるまちに」ということで、介護保険事業の推進ということで掲げておりますので、そういった施策展開を挙げさせていただいておりますので、挙げさせていただいた内容を進めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

笠置町として地域特性を反映した介護予防事業や健康増進事業につきまして、より一層の取組をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大倉 博君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号、令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、認定第4号、令和3年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

---

議長（大倉 博君） 日程第8、認定第5号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 認定第5号、令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件に

ついて提案説明を申し上げます。

令和3年度笠置町後期高齢者医療特別会計については、歳入総額6,649万6,970円、歳出総額6,572万660円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに77万6,310円となっております。御審議いただき、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（大倉 博君） 次に、概要説明を求めます。会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） 令和3年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要説明をさせていただきます。

まずは、歳入から説明いたします。

決算書の1ページを御覧ください。

なお、参考資料は8ページとなっております。

後期高齢者医療保険料2,457万2,000円、2,418万336円、2,401万3,904円、9,283円、15万7,149円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに4,900円。

繰入金4,195万7,000円、調定額、収入済額ともに4,146万5,532円。

繰越金6万1,000円、調定額、収入済額ともに44万3,911円。

諸収入57万1,000円、調定額、収入済額ともに56万8,723円。

歳入合計は6,716万6,000円、調定額6,666万3,402円、収入済額6,649万6,970円、不納欠損額9,283円、収入未済額15万7,149円となります。

次に、歳出の説明に移らせていただきます。

3ページを御覧ください。参考資料は、歳入と同じく8ページとなっております。

総務費17万4,000円、7万7,110円、9万6,890円。

後期高齢者医療広域連合納付金6,474万6,000円、6,389万1,593円、85万4,407円。

諸支出金63万1,000円、31万9,756円、31万1,244円。

保健事業費151万5,000円、143万2,201円、8万2,799円。

予備費、予算現額、不用額ともに10万円。

歳出合計は6,716万6,000円、支出済額6,572万660円、不用額144万5,320円となります。

続いて、13ページを御覧ください。

実質収支に関する調書です。

歳入総額が6,649万6,970円、歳出総額が6,572万660円、歳入歳出差引額は77万6,310円、翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は77万6,310円となります。

以上で後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（大倉 博君） 決算審査の報告を求めます。議会選出監査委員、坂本英人議員。

監査委員（坂本英人君） 後期高齢者医療特別会計についての決算審査意見を報告いたします。

後期高齢者医療制度の業務に関しては、広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担しており、市町村としてはその保険料の徴収を担っています。本年度の保険料収納率は99.3%となり、前年度の収納率99.2%より微増となっております。他の会計同様に引き続き保険料徴収には尽力していただきたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られているとは思いますが、75歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上につなげられるように望みます。以上です。

議長（大倉 博君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

令和2年度の決算のときに、健診データを基に、その方々に応じた保健指導や健康指導をやっていたという発言をされていましたが、その実施はどのようになっているのかお聞かせください。

議長（大倉 博君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

システムを導入させていただいて、質問でおっしゃられた件についてなんですけれども、令和3年度におきましては、国保において糖尿病患者の関係での事業ということで、その方の症状に合わせた取組をさせていただいたのみとなっておりますので、今後、引き続き活用に努めていきたいというふうに考えております。

議長（大倉 博君） 由本議員。

3番（由本好史君） 3番、由本です。

糖尿病の重症化予防事業ということで、重症化のリスクのある方に保健師が指導させてい

ただく事業にも取り組むということも発言をされておりました。それが今の件なんですかね。  
はい。

京都府後期高齢者医療広域連合では、市町村への委託事業として、高齢者の保健事業と介護予防との一体的推進事業を実施されております。ただ、笠置町はまだこの事業に取り組んでおられませんので、早急にこの事業に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

議長（大倉 博君） ほかに質疑はありませんか。向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

質疑といたしますか、確認をしたいんですが、先ほど歳出の不用額の合計のところの下 2 桁 20 円と言われた気がしたんですけども、それは聞き間違えだったら申し訳ないんですが、40 円でいいんですよね。確認をしておきたいんですけども。

議長（大倉 博君） 会計管理者。

会計管理者（増田紀子君） ただいまの向出議員の質問についてですが、すみません、読み間違えで、正しくは、歳出合計額の不用額は 1 4 4 万 5, 3 4 0 円でございます。申し訳ございませんでした。

議長（大倉 博君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（大倉 博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第 5 号、令和 3 年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第 5 号、令和 3 年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大倉 博君） 起立全員です。したがって、認定第 5 号、令和 3 年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

議長（大倉 博君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月22日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時30分